

令和3年5月10日

各県立学校長 様

高校教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長
教職員課長

**「三重県まん延防止等重点措置」を踏まえた県立学校の対応について
(通知)**

三重県では、4月19日に「緊急警戒宣言」を発出するとともに、4月26日には、まん延防止等重点措置を先取りした措置を県独自で行ってきました。

5月9日からは、「三重県まん延防止等重点措置」が実施されることとなったことから、県立学校においてもこれまでの取組に加え、以下のとおり対応することとします。

なお、令和3年4月19日付け『緊急警戒宣言』に伴う県立学校の対応について(通知)及び令和3年4月26日付け「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』(改定版)を踏まえた県立学校の対応について」(通知)に、追加・修正した箇所に下線を付けてあります。

1 感染症対策と健康管理の徹底

- ・ 児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養することを徹底する。また、風邪症状や体調の変化があった場合はもちろんのこと、日頃の体調と比べて少しでもおかしいと思う症状があれば、できる限り早期に医療機関に相談するか、医療機関を受診するよう勧める。
- ・ 児童生徒の同居の家族に発熱等風邪症状が見られる場合は、登校を控えるよう保護者に依頼する。
- ・ 児童生徒に対しては、不要不急の寄り道等をせず下校するよう指導する。休日における移動については、必要性、安全性を慎重に検討し、移動先が「密」となるなど感染リスクが高くなる場合は移動を避けるよう指導するとともに、やむを得ず移動が必要な場合は、感染防止対策を徹底するよう指導する。

2 教育活動

- ・ 「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(令和3年3月29日改訂)に基づき、以下のような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、措置が解除されるまで延期を検討する。

- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ② 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ③ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ④ 美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ⑤ 家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ⑥ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ・ 一定の人数が来校するような行事（授業参観、進路説明会、講演会等）については、延期する。
 - ・ 職場実習や看護実習、介護実習など、生徒が学校外で活動する教育活動については、受入先の意向を十分に踏まえたうえで、可能な限り延期する。

3 部活動

- ・ 部活動は、自校内の活動とし、休日や祝日は昼食を伴わない午前または午後のみでの活動とする。また、公式大会に合同チームで参加することが決まっている学校は、合同チームで練習できるものとする。
- ・ 高等学校体育連盟、高等学校文化連盟、高等学校野球連盟が主催する公式大会は、参加できるものとする。また、競技団体が主催する全国・ブロック大会及びその大会につながる県大会についても、参加できるものとする。
- ・ 大会への参加は、部員、顧問、管理職、競技役員及び補助員のみとし、大会は無観客での開催とする。その旨生徒・保護者に対して十分説明し、理解を得る。
- ・ 第71回三重県高等学校総合体育大会に出場する学校（団体及び個人）、第68回春季東海地区高等学校野球大会に出場する学校は、大会が終了するまでの期間、競技中の事故防止や熱中症予防の観点から、昼食を伴わない午前または午後の県内学校との練習試合・合同練習については、実施することができることとする。その際、同一時間帯の活動は自校を含め2校までとする。
- ・ 三重とこわか国体に向けた強化活動については、引き続き競技団体が主催する強化活動に生徒・教職員が参加する場合には、主催者が行う感染症対策や、競技団体が作成した感染予防のガイドラインを遵守することとする。

4 修学旅行・遠足

- ・ 最終学年以外の学年の修学旅行については、延期することを検討する。
- ・ 最終学年での修学旅行については、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置(特

に重点措置を講じる区域)、都道府県独自の警戒宣言が発令されていない地域であって、宿泊施設や移動において可能な限り一般客等と混同しないなどの感染防止策を徹底するとともに、保護者の理解と必要な協力を得たうえで実施することができることとする。自主的判断や家族の状況等により参加を取りやめる児童生徒がいる場合には、当該児童生徒の心のケアに努めるとともに、代替となる活動について配慮する。

- ・ 遠足については、延期することを検討する。

5 教職員の感染症対策

- ・ 教科会等で複数教員が密集すると感染リスクが高まるとともに、万一の場合業務全体が停止する危険性が高まることから、以下の例のような職員の居室の見直しや、学校運営業務が遂行できる体制を維持したうえで各職員の接触機会の低減を進める。

<例>

- ・ 同一業務に携わる担当の配置の分散
- ・ 狭い部屋や環境での打ち合わせ等の中止
- ・ 校内各種会議のオンラインでの実施
- ・ 対面での食事の禁止
- ・ 在宅勤務制度、時差出勤勤務制度及び特別休暇制度の活用

- ・ 教職員は、自身はもちろん同居家族の体調にも十分留意し、発熱等の風邪症状がある場合は、ためらうことなく出勤を取りやめるなど、感染拡大防止に努める。

- ・ 出張については、各学校において業務の必要性・緊急性を慎重に検討する。出張が必要な場合は、感染防止対策を徹底したうえで実施する。

6 特別支援学校における対応

特別支援学校では、令和2年7月31日付け「県立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について（通知）」で「レベル2になった場合の特別支援学校での教育活動について」に基づき以下のとおり対応することとする。

- ・ 友だち同士で手をつないだり触れたりするような活動など、児童生徒等が密接・密集する活動は避ける。
- ・ 発音や発語などの学習の際は、透明マスク、フェイスシールド、アクリル板等を用いる。
- ・ 教職員は児童生徒等に触れる前後に手洗い（手指消毒）を行い、可能な場合は担当者を固定し、教職員が複数の児童生徒等に触れないようにするとともに、児童生徒等が触れる教職員も限定する。

- ・ 児童生徒等の実態によっては、教職員がマスクに加え、アイシールドやフェイスシールドを併用して指導に当たる。
- ・ 校外の指導者を受け入れて指導を行う場合は、校外指導者の検温、手洗い、マスク着用等も徹底し、使用する教室を限定し、可能な場合は在校時間を短くする。
- ・ 医療的ケアを実施する際、新たに留意する事項の必要性について、主治医や学校医に相談する。

7 県立学校体育施設開放について

三重県まん延防止等重点措置における特に重点措置を講じる区域（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市）に所在する県立学校の体育施設開放については、20時までとする。

ただし、三重とこわか国体に向けた強化活動で、すでに予定されているものについては、感染防止対策を徹底したうえで20時以降の使用もできることとする。

なお、体育施設を開放するすべての県立学校において、当該校における感染者の状況等によっては、必要な期間中止とすることもある。

事務担当	高校教育課	高校教育班	小林 久哲
	TEL：059-224-3002	FAX：059-224-3023	
	特別支援教育課	特別支援教育班	石川 真史
	TEL：059-224-2961	FAX：059-224-3023	
	保健体育課	学校体育班	與谷 慎穂
	TEL：059-224-2973	FAX：059-224-3023	
	教職員課	県立学校人事班	奥山 剣司
	TEL：059-224-2956	FAX：059-224-3040	